

平成30年第1回名寄市議会定例会会議録
開会 平成30年2月26日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|--|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第16 | 議案第13号 平成29年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第17 | 議案第14号 平成29年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 行政報告 | 日程第18 | 議案第15号 平成29年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第1号 名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について | 日程第19 | 議案第16号 平成29年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第2号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について | 日程第20 | 議案第17号 平成29年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について | 日程第21 | 議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算 |
| 日程第7 | 議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について | | 議案第19号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第5号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について | | 議案第20号 平成30年度名寄市介護保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について | | 議案第21号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第7号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について | | 議案第22号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第8号 名寄市肉牛繁殖センター条例の廃止について | | 議案第23号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第9号 名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を定めることについて | | 議案第24号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第10号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第5号） | | 議案第25号 平成30年度名寄市立大学特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第11号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | | 議案第26号 平成30年度名寄市病院事業会計予算 |
| 日程第15 | 議案第12号 平成29年度名寄市介 | | 議案第27号 平成30年度名寄市水道事業会計予算 |

- 日程第22 議案第28号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第24 報告第2号 名寄市国民保護計画の変更について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第1号 名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について
- 日程第10 議案第7号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 名寄市肉牛繁殖センター条例の廃止について
- 日程第12 議案第9号 名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を定めることについて
- 日程第13 議案第10号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第11号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3

- 号）
- 日程第15 議案第12号 平成29年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第13号 平成29年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第14号 平成29年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第15号 平成29年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第16号 平成29年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第17号 平成29年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算
- 議案第19号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計予算
- 議案第20号 平成30年度名寄市介護保険特別会計予算
- 議案第21号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計予算
- 議案第22号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算
- 議案第23号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算
- 議案第24号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第25号 平成30年度名寄市立大学特別会計予算
- 議案第26号 平成30年度名寄市病院事業会計予算
- 議案第27号 平成30年度名寄市水道事業会計予算
- 日程第22 議案第28号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告

について
 日程第24 報告第2号 名寄市国民保護計画の変
 更について

1. 出席議員(17名)

議長	17番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	靖	議員
	2番	山崎	真由美	議員
	3番	野田	三樹也	議員
	4番	川口	京二	議員
	5番	川村	幸栄	議員
	6番	奥村	英俊	議員
	7番	高野	美枝子	議員
	8番	佐久間	誠	議員
	9番	東川	孝義	議員
	10番	塩田	昌彦	議員
	11番	山田	典幸	議員
	12番	大石	健二	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	佐々木	寿	議員
	18番	東	千春	議員

参事	監	松岡	将君
市民部長		三島裕二君	
健康福祉部長		田邊俊昭君	
経済部長		白田進君	
建設水道部長		天野信二君	
教育部長		小川勇人君	
市立総合病院		岡村弘重君	
事務部長			
市立大局学		松島佳寿夫君	
事務局長			
こども・高齢者		廣嶋淳一君	
支援室長			
営業戦略室長		水間剛君	
上下水道室長		粕谷茂君	
会計室長		常本史之君	
監査委員		上田盛一君	

1. 欠席議員(1名)

1番 浜田康子 議員

1. 事務局出席職員

事務局	長	久保敏
書記		倉澤富美子
書記		開発恵美
書記		長正路慶

1. 説明員

市	長	加藤剛士君
副市	長	橋本正道君
副市	長	久保和幸君
教育	長	小野浩一君
総務	部長	中村勝己君

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成30年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に1番、浜田康子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 山 崎 真由美 議員
16番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月27日までの30日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月27日までの30日間と決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、平成30年第1回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

平成30年度の予算編成について申し上げます。

本市の平成30年度各会計予算は、骨格予算となりますが、名寄市総合計画（第2次）の将来像の実現に向けて、継続事業を中心とした様々な事業を盛り込んだ予算を編成しました。

主な事業について、ハード事業では北斗・新北斗公営住宅建設事業、風連中央小学校校舎・屋内運動場等改築事業などを、また、ソフト事業では保育士等奨学金返還支援助成金などの待機児童解消緊急対策事業や、これからのまちづくりの方針を示す名寄市都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定委託業務などを盛り込みました。

これにより、一般会計の予算案は、前年度比4.4パーセント減の211億6,612万4千円となりました。なお、参考として、平成30年度より特別会計となる名寄市立大学特別会計を、今まで同様、一般会計で計上した場合の予算規模は、218億2,553万6,000円、前年度比1.5%減となっております。

また、名寄市立大学特別会計を含む7つの特別会計予算案は98億5,593万2千円、企業会計予算案は131億6,632万3千円、全会計の総額で441億8,837万9千円となりました。

財源調整として、財政調整基金で7億4,875万5千円の取崩しを、また、老朽化した公共施設設備の更新などに係る事業の財源として、公共施設整備基金で4億円を取崩しましたが、今後の起債償還に備え、減債基金の積立を行い、将来の財政健全化を視野に入れた予算を編成しました。

今後、行財政改革に取り組むとともに、財政規律を遵守し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

第2次名寄市男女共同参画推進計画に基づき、本年度新たな事業として、名寄市男女共同参画推進事業者等表彰を実施しました。男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女がともに働きやすく子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる2事業所に対し、表彰状を贈呈しました。表彰式はなよろ雪質日本一フェスティバル会場で行い、広

く市民に周知することができました。

また、テレビやラジオで活躍中のお笑いコンビ「オクラホマ」の河野真也さんをお招きし、男女共同参画セミナーを開催しました。「仕事・家事・育児に追われてイラっとしたら笑えるチャンス～夫婦喧嘩を7割減らします～」をテーマにお話しいただき、会場内では終始笑いが絶えず、相手を思いやる気持ちの大切さについて御講演いただきました。

今後も市民に喜んでいただける事業を実施し、男女共同参画の普及と推進を図ってまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

東京都杉並区との交流については、2月11日から2日間、杉並区から代表団6人が本市を訪れ、「なよろ雪質日本一フェスティバル」と翌週に開催された「ふうれん冬まつり」のそれぞれの雪像コンクールに区長賞及び区議会議長賞を提供いただきました。

ふるさと会の交流については、旭川風連会の総会が2月4日に、さっぽろ名寄会の総会が2月17日にそれぞれ開催され、会員相互の親睦を深めつつ各種事業に取り組むことが確認されました。

また、東京なよろ会スキーツアーでは、5コースに約140人が参加される予定で、訪れていただいた皆様には、日本一の雪質やなよろ市立天文台「きたすばる」での星空観察、スノーシュー体験など、本市の魅力を堪能いただきました。

台湾との交流については、交流自治体中学生親善野球大会が台北市で開催され、本市から中学生16人が参加し、悪天候により訪台が1日遅れたものの、12月27日から4日間、台湾の中学生などと交流を深めてきました。

また、1月19日から8日間、台北市立中山国民中学の中学生ら17人が本市を訪れ、バドミントンの合宿や名寄中学校の生徒との交流を行ったほか、スキー体験や観光などを通じて、本市の冬の魅力を楽しんでいただきました。

次に、移住の推進について申し上げます。

首都圏でのプロモーション活動として1月21日に東京ビッグサイトで「JOIN移住・交流&地域おこしフェア」が開催されました。日本全国から455団体の出展があり、名寄市移住促進協議会も出展し、移住希望者の個別相談に応じてきています。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺11市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」主催による「天塩川フォーラム」が2月4日に士別市民文化センターで開催され、関係者や地域住民約130人に来場いただきました。第1部では歴史小説作家の河治和香さんに幕末の探検家「松浦武四郎ってどんな人」と題して、北海道の名付け親である松浦武四郎の知られざる横顔について御講演をいただき、武四郎に関する認識を深めました。第2部では天塩川に関係の深い4人のパネリストにより、天塩川に関するこれまでの取組や今後の可能性について討議を行ないました。

今後は「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」の各地域において北海道命名150年にあたる本年の事業に向け準備を進めてまいります。

次に、定住自立圏について申し上げます。

2月15日には定住自立圏共生ビジョン懇談会を本市で開催し、圏域内各市町村の市民委員の皆様から、取組の実施状況について御意見をいただきました。

また、ヤマト運輸株式会社様から、本市との連携協定の取組を紹介いただくとともに、道北地域における物流の現状と課題について御講演いただきました。

今後とも、圏域全体としての必要な生活機能の確保、定住の受け皿形成のため、定住自立圏共生ビジョンの着実な推進を図ってまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

市立総合病院の昨年4月から12月までにおける、患者取扱い状況については、入院患者数が延べ7万6,568人で前年比1,977人、0.3パーセ

ントの減少となっています。また、外来取扱い患者数は、16万9,126人で前年比2,147人、1.3パーセントの減少となっています。

入院収益については43億8,250万円で前年比1億6,182万円、3.8パーセントの増加となっています。また、外来収益は16億8,105万円で前年比379万円、0.2パーセントの増加となっています。この結果、収益の合計額は、60億6,355万円となり、前年比1億6,561万円、2.8パーセントの増加となっています。

次に、平成30年度の診療体制について申し上げます。

全国的に医師の偏在解消が課題となっていますが、当院の診療体制については、北海道医師養成確保修学資金制度による「地域枠」医師の配置により、呼吸器内科、皮膚科、産婦人科にそれぞれ1人増員し、加えて、新専門医制度における総合診療研修プログラムに登録した当院研修医が総合内科に1人増員の予定となっています。

また、初期臨床研修医については、1年次はマッチングシステムで決定された当院基幹型1人のほか、旭川医科大学から協力型3人を採用する予定で、2年次研修医と合わせて12人が当院で研鑽することとなります。

医師総数では減員となる診療科も一部ありますが、本年度同様の診療体制を確保できる見込みです。

次に、病院事業管理者の選任について申し上げます。

平成28年度に策定しました「新名寄市病院事業改革プラン」の重点項目である地方公営企業法全部適用への移行にあたり、新たな特別職として配置する病院事業管理者に、現病院長の和泉裕一氏を選任させていただくことを発表したところです。

和泉院長については、弾力的な病院経営に向けて、引き続き院長業務も継続していただくこととしています。

今後も道北第3次保健医療福祉圏の地方センター病院として、医療スタッフの人材確保に努めるとともに、圏域内の限られた医療資源を最大限に活用して、引き続き地域の病院や診療所と連携し、診療・看護体制の充実を図ってまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

平成29年度新規事業の「認可外保育施設認可化等移行支援事業」については、本年度1所から小規模保育事業への認可化移行計画書の提出があり、補助金を支給し、移行支援を行いました。

今後も、さらなる子育て支援の充実に努めてまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

介護予防普及啓発事業及び認知症高齢者見守り事業として、昨年11月15日に国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの進藤由美氏を講師に迎え、「今からでも遅くない！認知症の予防！～もの忘れがひどくなったと思ったら～」と題して介護予防・認知症講演会を開催しました。

市民の皆様をはじめ280人の参加をいただき、運動と計算・しりとりを組み合わせた「コグニサイズ」を参加者全員で行い、講演を通して認知症をいかに予防するか、どのような工夫をすれば症状が抑えられるかについて学ぶ機会となりました。

また、講演会に合わせて「地域包括ケアシステム構築に向けた医療・介護専門職向け研修会」や「地域包括ケアシステム構築に向けたワークショップ」を開催し、「どんな名寄だったら最後まで暮らし続けられるか～理想の名寄を語ろう～」をテーマに関係職員や高齢者・高齢者を支える市民などの参加をいただき、本市の地域包括ケアシステム構築に向け広く意見を聞くことができました。

次に、成年後見センターについて申し上げます。

認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由から、十分な判断をすることができない方が、地域で安心して暮らすことができるよう、1月から名寄市社会福祉協議会に業務委託し、成年後見センター運営事業を開始いたしました。

これまでも市や関係機関において成年後見制度に係わる相談支援を実施してきましたが、今後は、成年後見センターを中核とし、関係機関との連携を進めるとともに、地域の権利擁護体制のより一層の充実に努めてまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

平成29年中の火災件数は、8件で前年比4件の減となり、火災による負傷者が1人となっています。

火災種別では、建物火災7件、車両火災1件となっています。

救急出動件数は、1,099件で前年比33件の増となり、事故種別では、急病756件、一般負傷160件、交通事故59件、転院搬送75件、そのほか49件となっています。

救助出動件数については、39件で前年比8件の増となり、事故種別では、火災救助1件、交通救助24件、機械救助1件、水難救助1件、建物救助1件、そのほか11件となっています。

平成29年度の新規事業として、様々な救助事案に対応できる救助資機材・設備を積載した救助工作車が2月に導入されました。この車両は上川北部消防事務組合管内では初の導入となり、複雑・多様化する災害に迅速に対応し、これまで以上に市民の安心・安全を守る消防の使命を強固なものにできると期待しています。

予防行政については、住宅防火対策の推進として住宅用火災警報器の未設置世帯に対し、早急に設置することを一層促進するとともに、既存の住宅用火災警報器には、老朽化による機能劣化が懸念されることから、維持管理の啓発に努めてまいります。

また、住宅火災において、寝具類や衣類に着火して多くの死者が発生していることから防災品の普及推進を図ってまいります。

次に、防災対策の充実にについて申し上げます。

地震対策では、本年度、地震による崩壊を想定した忠烈布貯水池及び西風連ダムに関する「ため

池ハザードマップ」の作成を農村地域防災減災事業により実施しました。

今後は対象地区住民へハザードマップの配布を行うほか、市のホームページを活用し周知を行ってまいります。

水害対策では、昨年7月19日実施の「FIG-aなよろ課題を見つける避難訓練」、及び8月2日実施の「確実な避難のための防災セミナー」及び「なよろ夏休み防災科学スクール」の取組が評価され、総務省消防庁主催の「第22回防災まちづくり大賞」にて表彰されることとなりました。

今回の受賞により、本市の取組が全国に紹介されることから、地域防災力がより一層高まることを期待するとともに、自助共助の推進のため継続して取組を進めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業では、昨年9月に着手した北斗団地の鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸の1月末現在の進捗率は約20パーセントとなっており、平成30年度建設分の実施設計については昨年8月に着手し、本年1月に完了しています。

長寿命化型改善工事に伴う風舞団地の平成30年度改修分の実施設計については、昨年7月末に着手し、本年1月に完了しています。

また、名寄市住宅マスタープラン第2次策定業務については、昨年6月末に着手し、本年3月完了予定となっています。

次に、水道事業について申し上げます。

安全安心な水道水を安定供給するための配水管網整備工事については、風連東4号南線配水管網整備工事ほか7路線、延長1,691メートルが1月中旬に全路線完了しています。

また、川西浄水場における機械及び電気設備更新工事は12月下旬に完了しています。

次に、下水道・個別排水事業について申し上げます。

本年度から2カ年で策定を予定している公共下

水道ストックマネジメント計画について、本年度は長期的な改築シナリオのシミュレーション及び調査点検計画の策定を行っており、3月上旬の完了を予定しています。

また、個別排水処理施設整備事業については、本年度10基の合併浄化槽の設置工事が完了しています。

次に、道路の整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めていた南11丁目右仲通その2工事については1月に工事を完了しています。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の除排雪対策については、除雪延長438キロメートル、排雪延長150キロメートルを対象に進めており、排雪については、2月10日に生活道路の作業を完了しています。幹線道路では、降雪状況に応じて継続的に対応してまいります。

また、本年度は平年より降雪が若干多い年となりましたが、委託による排雪では最大4班体制の排雪作業を進めており、道路センター職員による作業では、本年度導入した除雪機械などにより、交差点のカット排雪や道路の狭い箇所での拡幅作業、雪山崩しなどの作業もあわせ、効果的な除排雪体制の確立を図ってまいりました。

引き続き、安全で安心な冬期間の道路交通網を確保するとともに、円滑な事業の推進に向けて努めてまいります。

次に、地域公共交通について申し上げます。

宗谷本線の維持・存続活動については、昨年12月23日に宗谷本線活性化推進協議会を開催し、事務担当者レベルで構成する幹事会がまとめた検討・分析の中間報告があり、北海道の経済・産業や道民の暮らしの安全・安心の基盤となる路線であることに鑑み、将来にわたって路線を持続的に維持していくための方策について、北海道とともに検討していくことが確認されました。引き続き、関係団体と連携し、議論を深めてまいります。

市内バス路線については、風連御料線の一部区間のデマンド化に向けて行っていた実証運行を1月31日に終了しました。今後は運行期間中に明らかとなった課題やアンケート調査などを通じた地域ニーズを踏まえ、運行プランの検討を行い本運行につなげてまいります。

また、そのほかの路線も含め、市内バス路線が利用しやすく効率的な公共交通となるよう、名寄市地域公共交通活性化協議会と連携し検討してまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

1月30日に市民文化センターで、名寄地域農業セミナーを開催し農産物の生産工程を管理する「GAP」の取組と、新たな農業共済制度となる「収入保険制度」についてそれぞれ講演を行い、生産者の皆さんが理解を深めることができました。

次に、米政策について申し上げます。

平成30年産の主食用米の生産については、需要に応じた生産を行えるようにするため、国による生産数量目標の配分が無くなり、これに代わって北海道農業再生協議会が需給見通しを踏まえ、生産の目安となる数量を示すこととなりました。目安となる数量としては、もち米が1万1,323トン、うるち米は1,675トン、合計で1万2,998トンと示されており、前年度と比べ153トン増加しています。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

2月15日と16日に市内3カ所で、「アライグマ捕獲技術研修会」を開催し、捕獲に取り組む事が可能となる防除従事者登録の拡大を図りました。今後も捕獲体制の強化を図り農作物被害の防止に向けて取り組んでまいります。

次に、もち米文化の創生事業について申し上げます。

1月13日に駅前交流プラザ「よろーな」において、「2018輝け！新春なよろもちつき大会」を開催しました。もち米生産日本一のまちとして、市民の皆様と一緒に「もちつき」や雑煮を

ふるまい、もち米文化の普及と本年の豊作を祈念しました。

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

昨年11月、北海道は森林づくりの担い手を育成する機関として、「道立林業大学校」を平成32年度に開設する考えを示しました。

これを受けて道内各地域で誘致の動きがあり、上川北部地域においては、下川町、美深町、中川町、音威子府村、本市の5市町村で、「北海道立林業大学校上川北部地域誘致期成会」を設立し、2月7日に北海道へ林業大学校誘致の要望を行いました。

上川北部は森林資源などの研修フィールドに恵まれており、今後も5市町村が連携し、誘致に向けた取組を進めてまいります。

次に、名寄市森林整備計画について申し上げます。

名寄市森林整備計画は、森林整備のマスタープランとなる計画で、5年ごとに今後10年間の森林整備のルールなどを策定することが「森林法」で定められています。

現在、平成30年度を初年度とする新計画の策定に向けて、関係機関、市内林業事業体、林業有識者との協議を経て、年度内の策定を目指します。

次に、商工業の振興について申し上げます。

北海道が実施している地域の景況などを調査した地域別経済動向調査によると、上川北部地域の昨年10月から12月の地域景況感は「横ばい」となっていますが、製造業・運輸業においては原油価格が上昇傾向にあることから収益低下が懸念されています。

個人消費動向についても回復の足踏み状態が予想され、今後においても全体的な景況の上向きは厳しい状況となっています。

市の融資関係では、12月末現在、経営資金、設備資金ともに融資件数は減少傾向で推移しており、経営資金については、融資件数で27件、融

資額は1億799万円となり、前年比11件の減、金額では1億1,837万円の減となっています。また、設備資金については、融資件数で24件、融資額は1億9,139万円となり、前年比4件の減、金額では5,094万円の減となっています。

次に、名寄市住宅改修等推進事業について申し上げます。

本事業における1月末現在の交付決定件数は223件で、うち事業完了は209件、改修に要した費用の合計は約3億3,234万円となっており、年度途中ではありますが関連業種に対して大きな事業効果があったと考えています。降雪期に入ってから事業申請件数は減少傾向にありますが、引き続き本事業の登録施工事業者と連携を図り、新年度に向け本制度の周知を行なってまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における12月末現在の月間有効求人倍率は1.32倍で、24カ月連続で前年同月を上回っており、依然として高い水準を維持しています。

今春の新規高等学校卒業予定者の状況については、管内卒業予定者613人のうち、就職希望者は156人で前年比52人の減、うち管内就職希望者は81人となっています。12月末の就職内定者数は136人、就職内定率は87.2パーセントで前年同月比3.7パーセントの減となっています。一方、求人数では管内284人、道内125人、計409人となっており、求人と就職希望者の不均衡が大きくなっている状況が続いています。

次に、観光の振興について申し上げます。

名寄ピヤシリスキー場については、オープン直前に第4ロマンスリフトの動力機に不具合が見つかり、今シーズンの運行を休止したため、利用状況にその影響が心配されましたが、昨年12月9日にオープン以降稼働日数ベースでは前年を上回る利用があり、利用者の大きな混乱もなく営業できているところです。引き続き、安全で快適に御利用いただけるよう指定管理者とともに努力をし

てまいります。

冬の最大イベントである「なよろ雪質日本一フェスティバル」が2月10日から12日まで、「ふうれん冬まつり」が2月17日から18日まで開催され、多くの市民が会場を訪れて盛り上がりを見せました。「なよろ雪質日本一フェスティバル」では国際雪像彫刻大会ジャパンカップに6カ国8チームと、韓国の学生を含めた学生3チームの計11チームが出場し、雪柱の彫刻で芸術性を競い合いました。また、おらの雪像みてくれコンクールも行われ、南広場を素晴らしい雪像が埋め尽くしました。ふうれん冬まつりでは、全日本長靴飛ばし選手権などが行われ、子どもから大人まで楽しい冬のひと時を過ごしました。

なお、本年はなよろ雪質日本一フェスティバルと同時開催で「北の天文字焼き」が行われ、天の文字が厳寒の夜空を美しく彩りました。

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、2月6日に名寄庁舎を会場として第4回名寄市教育改善プロジェクト委員会を開催しました。教育経営の充実に関する研究グループ、教育研究の充実に関する研究グループ、教育指導の充実に関する研究グループの3つの研究グループの研究の成果と課題を協議するとともに、寿都町で開催された文部科学省採択「外国語教育強化地域拠点事業」公開研究会や千歳市で開催されました北海道道徳教育推進校公開研究会への先進校視察について報告がなされました。

また、名寄中学校においては、校内の研究主題「高い感受性と自主性をもった生徒の育成」を目指した取組や道教委指定の「学校力向上に関する総合実践事業」、「ほっかいどう学力向上推進事業」における確かな学力や豊かな心を育む取組の成果が高い評価を得て、平成29年度上川管内教育実践表彰の学校表彰の栄誉に輝きました。

豊かな心を育てる教育の推進については、1月23日に市民文化センターEN-RAYホールに

おいて、名寄市小・中学校の全教職員など200人の参加のもと、全国WEBカウンセリング協議会理事長安川雅史氏を招き講演会を開催し、不登校児童生徒への対応についての理解を深めました。

健やかな体を育てる教育の推進については、教育改善プロジェクト委員会の教育研究の充実に関する研究グループが全国体力・運動能力調査の結果を分析し、成果と課題を明らかにするなど、次年度に向けた授業改善のあり方などを検討しました。

食育の推進については、栄養教諭が学校からの要望を踏まえ、児童生徒が将来にわたり食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるため指導の充実に努めています。

また、卒業する中学校3年生を対象に本年度も献立のカラー写真を掲載した「かんたんお弁当レシピ」を配布し、栄養バランスの大切さについて啓発を行いました。

給食では、冬季の地場産物として寒締めほうれん草や越冬キャベツを給食に使用しています。また、例年3学期は児童生徒へのアンケートにより上位に入った献立を「アンコール献立」として提供し子どもたちに喜ばれています。今後も地産地消の推進と給食献立の充実に図ってまいります。

特別支援教育の推進については、2月23日に市民文化センターにおいて、第3回名寄市特別支援連携協議会専門委員会を開催し、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制について協議を深めました。

また、名寄市特別支援教育専門家チームについては、本年度、幼稚園、小・中学校などに49件派遣し、障がいなどのある児童生徒への望ましい教育的対応について、専門的な立場から協議を行いました。

信頼される学校づくりの推進については、教育改善プロジェクト委員会の教育研究の充実に関する研究グループが中心となって、新しい学習指導

要領についての啓発を行うため、保護者を対象とした道徳の教科化や外国語教育に関するリーフレットを作成し配布しています。

また、コミュニティ・スクール導入に向けた取組については、1月の名寄東小学校と風連中央小学校のそれぞれのコミュニティ・スクール推進委員会において、学校運営協議会の規則、人選方法、活動計画などを確認し、学校運営協議会を設置することを決定いたしました。今後は、4月上旬に第1回の学校運営協議会を開催いたします。

次に、安全安心な教育環境の整備について申し上げます。

風連中央小学校の校舎等の改築については、12月に降雪が続いた事と下請業者や作業員の不足などから、予定の工程から遅延状態にあります。受注者の創意工夫のもと、品質管理に努めながら現在も冬期施工にて工事を継続しており、本年度の出来高を確保するものであります。

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

名寄市立大学では、平成28年度から3カ年事業として、地方創生推進交付金事業の採択を受けて、「地域ケア力向上プロジェクト」に取り組んでいます。

この事業は、圏域で不足している保育士などの専門職育成を図り、安全安心な地域社会、子育て・定住環境の充実に資することを目的としており、平成28年度は圏域の上川・留萌・宗谷管内の保育士・幼稚園教員を対象とした実態調査の実施、平成29年度以降は、各種研修会、講習会を開催し、専門職の資質向上やリカレント教育などを推進することとしています。

本年度は、これまで新規事業として保育士・幼稚園教員、小中学校教員を対象とした「特別支援教育コーディネーター養成セミナー」の開催や既存事業である「こどもセミナー」を活用した資質向上の取組を実施しました。

さらに本年3月には、公益社団法人北海道私立

幼稚園協会と連携して、大学を会場に幼稚園教員免許状更新講習を実施するほか、リカレント教育のための研修会の開催を予定しており、来年度も同様の取組を進めてまいります。

次に、施設整備について申し上げます。

保健福祉学部再編事業に係る大学新棟については、本年2月28日に完成予定となっています。

新棟には、学生増に対応した実習室、演習室などのほか、食堂と売店が整備されます。現在、備品などの購入や食堂などの運営事業者との協議を進めており、4月からの円滑なスタートに向けて準備を進めています。

また、地方創生拠点整備交付金事業の採択を受けて、整備を進めていた模擬保育室についても12月25日に完成しています。

今後、社会保育学科の講義のほか、地域の子育て支援や市内幼稚園、保育所などとの交流の場として有効に活用してまいります。

次に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

市民講座では、本年度、11回開催予定の地域とまちづくりを学ぶ「なよろ入門」を10回目まで終えたところです。この講座では、座学だけではなく、公共施設の見学や農業体験を取り入れ、地域の魅力や課題などについて多くのことを学びました。最終講座となる3月1日には1年間を振り返るグループ討論を行い、市民のまちづくりへの参画意識の高揚を図ってまいります。

次に、市立図書館について申し上げます。

12月1日に、駅前交流プラザ「よろーな」において、名寄市教育研究所との共催により「名寄市小中学校読書感想文コンクール表彰式」を行い、各小中学校から推薦された111人の作品の中から27人の入賞者を表彰いたしました。

12月12日から22日にかけては、北海道立文学館の地域連携事業を活用し「ほっかいどうの短歌」をテーマに文学パネル展を開催しました。この展示会は名寄市立大学との連携により、企画

段階から大学生とともに準備を進めてきました。道内にゆかりのある歌人の作品のほか、大学生が詠んだ短歌も展示され、訪れた人の目を引いていました。

12月20日には、風連下多寄小学校で「学校ブックフェスティバル」を開催し、絵本の読み聞かせやブックトークの後に図書の貸出を行いました。児童は普段目にするののないしかけ絵本と昔話や童話が書かれた「おはなし迷路」に目を輝かせていました。

子ども向けの行事としては、12月21日に風連分館で「冬のおはなし会」を行い51人の参加がありました。また12月27日には本館で「冬休みの工作」を行い12人の参加がありました。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

11月23日に「熟睡プラネタリウム」を開催し90人の参加がありました。この企画は、星空を見ながら熟睡してもらおうという取組で、勤労感謝の日に全国各地で同時開催されており、子どもから大人まで普段とは違ったプラネタリウムを楽しみながら安らいでいただきました。

1月31日には「皆既月食観望会」を開催し、市内外から65人の参加がありました。皆既月食の時には、天候が回復し赤い月を楽しむことができました。この皆既月食の様子は、相互交流協定を結んでいる台湾の「台北市立天文科学教育館」とインターネットで相互配信を行いました。また、観望会の前段では「星と音楽の集い実行委員会」が主催し、皆既月食プラネタリウムライブが行われました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

スポーツによる健康づくりについては、11月28日と29日に市民文化センターにおいて、日本スポーツ振興センターがスポーツ・運動と睡眠をテーマとして、スポーツへの参加促進と住民の健康的なライフスタイルの確立を目指した「アクティブ・フォー・スリープ事業」を開催しました。

また、小学校では阿部特別参与を中心に体育授

業の中で児童の体力向上を目的とした「学校連携事業」にも取組ました。

主な冬季スポーツ大会については、12月16日に開催された名寄ピヤシリジャンプ大会を皮切りに、全日本コンバインド大会、全国高等学校スキー大会、全農日本カーリング選手権大会などが開催され、延べ千人を越える選手・監督・コーチが本市を訪れました。

なお、3月16日から開催されるJOCジュニアオリンピックカップのスキー大会については、「小学生クロスカントリー」の種目を新設し大会規模を拡大して開催する予定です。

ジュニア育成の取組については、12月7日から11日にかけて、フィンランド共和国のヴォカティスポーツからトレーニングディレクターのユルキ・ウオテラ氏を招き、第5回ジュニア育成コーチ養成プログラム2017などを開催しました。

また、12月9日には「名寄市ジュニアアスリート育成シンポジウム」を開催して、北京、ロンドン、リオデジャネイロ五輪において、3大会連続でメダルを獲得した競泳の松田丈志選手を育てた、元日本代表コーチの久世由美子氏を招き、ジュニア育成とまちづくりをテーマにした御講演をいただき、参加者との意見交換を行いました。

スポーツ合宿の受入については、各種スキー大会の開催に合わせ直前合宿の選手や、ロシア連邦イルクーツクカーリング協会のジュニア選手など、国内外から多くの選手が訪れました。また、地元ジュニア選手との交流も行われました。

新たな取組として、慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科の特任講師である富田欣和氏を招き、世界と日本のスポーツビジネスの現状について講話をいただくとともに、市内視察や経済団体の皆様との情報交換などを通して、本市におけるスポーツ産業の可能性を探りました。

今月行われた平昌五輪の期間中には、名寄市でクロスカントリースキーシーズンのロケが行われた、

みずほフィナンシャルグループのテレビCMが放送されるなど、「冬季スポーツのまち名寄」としての機運はますます高まっているところであり、引き続き、冬季スポーツ拠点化に向けた取組を進めてまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

名寄市公民館では、12月26日に冬休み子ども料理教室を開催し、23人の児童の参加がありました。この講座では、名寄市立大学保健福祉学部栄養学科の講師と学生が子どもたちに料理を教えるとともに、試食をとおして交流を深めました。また、1月12日には新春こども書き初め広場、2月6日から20日までは冬休み児童・生徒作品展を市民文化センターで開催しました。

1月7日には、平成30年名寄市成人式が新成人や翌年成人となる方により組織された実行委員会の主催により開催され、189人の新成人を迎えて人生の大きな節目を祝いました。成人を迎えた皆様には、社会を支える一員として、誇りと責任を持ち、さらには思いやりの気持ちを持って、未来を切り開く原動力となることを期待するところです。

2月18日には、名寄市子ども会育成連合会の設立10周年記念事業と家庭教育支援講座を兼ねて、フリーアナウンサーの渡辺陽子さんを招き平成29年度名寄市子ども会育成指導者研修会・家庭教育支援講座を開催し、子育て世代を含む多くの市民に参加いただきました。

子ども会のリーダー育成事業「わくわく！体験交流会」は、昨年度までは年4回のプログラムでしたが、本年度はキャンプやカヌー、もちつき、ワカサギ釣りなど年8回にわたる幅広いジャンルの体験学習として実施しました。加えて、子ども会では文化・伝統交流事業として、この地域に古くから伝わる下の句かるたの体験会を8回開催し、1月27日に市民文化センターで開催した北海道子ども会かるた大会上川地区予選会に本市から小学生の部に2チームが参加してきました。

東京都杉並区との小学生名寄自然体験交流事業については、昨年12月26日から28日まで杉並区の小学生24人と引率者14人が本市を訪れる予定でしたが、猛吹雪に見舞われたため残念ながら中止となりました。しかしながらインターネットを利用して11月26日に事前交流を行い、2月3日には交流会を開催することができました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

巡視活動については、青少年の健全育成と非行防止に向けて、冬休み期間中に一般巡視と名寄市児童生徒補導協議会との連携で特別巡視を行いました。

今後も、関係機関と連携しながら、青少年の問題行動の未然防止や指導に努めてまいります。

次に、放課後児童クラブについて申し上げます。

新1年生の保護者を対象に、小学校の1日入学に合わせて、放課後児童クラブについての説明会を開催しました。

今後も、就労されている保護者などが安心して預けることができ、児童にとって安全安心な居場所となるよう努めてまいります。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

2月25日に、市民文化センターEN-RAYホールを会場に名寄市少年少女オーケストラ第1回記念定期演奏会が開催され、現在50人で活動する子どもたちの演奏を多くの市民が楽しみました。

次に、北国博物館について申し上げます。

1月13日から2月11日にかけて、特別展「名寄ゆかりの冬季五輪選手と国体メモリアル展」を開催し、冬季スポーツ拠点化事業推進の機運を高めました。

また、博物館リピーター確保事業の取組として、新規映像番組「名寄とスキー～世界へはばたけ未来のアスリート～」を制作し、特別展の開催に合わせ公開しました。映像番組は、館内で視聴してもらうとともに、子どもたちに名寄とスキーの歴

史を伝えたり、冬季スポーツ拠点化事業のPRに活用するため、市内小学校や公共施設などに配布しています。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で行政報告を終わります。

11時まで休憩をいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第1号 名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により居宅介護支援事業所に関する指定権限が都道府県から市町村に移譲をされることに伴い、指定基準を条例で定める必要があるため、本条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 3点ほどお尋ねを申し上げます。

1つは、条例制定の趣旨の後段の部分で、道条例、第7期の地方分権移譲の関連で道条例廃止して市町村にということであるわけですが、いつも

介護保険条例の改正に伴って、やっぱり全国の地方自治体は作業上大変困難をしているのではないかと考えています。この改正の基準省令が30年1月18日公布、それから北海道を通しながらということですから、当然利用者や、あるいは施設、事業者やら担当職員も含めて非常に忙しい思いをされて準備をされているのではないかと考えていますが、パブリックコメント手続について確認なのですが、したいけれども、できないという認識で私も受けたらいいのか、する必要がなかったのかどうか含めて、常任委員会でも一定の報告は聞いておりますけれども、改めて国の作業上の責任については大変な思いをされているのではないかと考えていますが、これの認識についてお答えをいただきたいと思っています。

2つ目は、道条例を廃止をするわけですが、現行道条例と今回の提案条例の差異について、これも名寄の動きというよりも全て国絡みなのですけども、この3年間道条例施行されて以降、特に変わったもの、名寄の独自基準の提案についてはごもつともで当たり前なのですけども、ほかに利用者や事業者にかかわるものについて変更点があったのかどうかお知らせをいただきたいと思っています。

それから、3点目については、しっかり私も読み切れていない反省はあるのですけれども、条例の第14条の（20）の関係で、新たな条例提案になっているのではないかと考えていますが、これも国の介護保険の改正、改悪の関連に大きく寄与しているわけですけども、ちょっと読み上げますけれども、介護支援専門員は、厚労大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならないとあります。その目的についてお伺いをしたいと思いますし、附則ではこの条項関係だけはことしの10月1日施行というようになっているのですが、目的や利用についてお伺いをしたいと思います。

以上、3点について。

○議長（黒井 徹議員） 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 今3点について御質問いただきました。まず、1番目の部分でございますけれども、議員おっしゃるとおり今回国の省令が1月18日に示されたということで、都道府県から市町村に移譲される部分につきましては平成26年の法律の改正の時点で権限移譲というのは決まっていた部分でございますけれども、この省令につきましては3年に1回見直しが行われるということで、省令が出るのを待っていたという状況にありまして、それぞれ名寄市も含めて全自治体のほうで準備を進めていたところでございます。

パブリックコメントの関係でございますが、もともと権限移譲の関係につきましては猶予期間というのがございまして、実は1年間あったのですけれども、通常でいきますと条例の制定ということでパブコメが必要かと思っておりますけれども、道の条例が4月1日で廃止になるということで時間的な余裕がなかったものですから、今回パブコメについては迅速または緊急を要するものということで適用除外をさせていただいたということでございます。

それから、2番目の道条例から名寄市の条例との差異ということでございますけれども、国の基準との変更点、従来の道の条例とも含めて今回変更点につきまして大きく2点ございまして、1点目が記録の整備ということで、サービスの提供に関する記録というのを作成を事業所のほうでいたしますが、その保存年限につきましては国の基準が2年ということになっております。名寄市の今回の条例の制定の中では、名寄市の基準を5年とさせていただきます。この5年というのは、事業者が不適正な介護給付の支給を受けた場合に介護給付費の返還請求をするということになりますけれども、返還請求の消滅時効につきましては地方自治法によりまして5年間というふうになって

おりまして、その整合性を図るものということで名寄市の基準につきましては5年にさせていただきます。もう一点がこれが暴力団等の排除という条項でございまして、国の基準ではこれは表記がないということで、名寄市暴力団排除条例に基づきまして市の各種規定に明記をされておりますので、当該条例においても規定を明記させていただきますということでございます。

この2点につきましては、従前同様権限移譲において制定をいたしました名寄市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例及び名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例においても同様の変更を行ってきているものでございます。

それから、3番目の議案のほうの9ページのほうにございます第14条の20号の部分でございます。これにつきましては、介護支援専門員、ケアマネさんが居宅サービス計画の中において訪問介護の利用回数を位置づける場合にはその妥当性を検討してということで、利用を記載することになっておりますけれども、訪問回数の多い業者への対応ということで、訪問回数の多いケアプランについては利用者の自立支援、重症化防止、それから地域資源の有効活用といった観点から市町村が確認をすると。必要に応じて是正をしていくことが適当であるということでございます。ケアマネージャーさん、介護支援専門員ですがけれども、統計的に見て通常のケアプランとかけ離れた回数、これは先ほど議員のほうからもありましたけれども、ことしの4月に国が定めまして、6カ月間の周知期間を設けて10月から施行するということで、この定める回数ですけれども、生活援助の全国平均利用回数と地域の偏りの差を基準として国が定めるというものでございます。先ほど言いましたけれども、ケアマネージャーが統計的に見て通常のケアプランとかけ離れた回数の生活

援助を位置づける場合には市町村に届け出るというところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 1番目の関係は、名寄市の責任でも何でもありませんし、責める気は全くございません。ただ、毎年、3年ごとのもう十数年、ことしが7期ですから15年以上たつ中で、介護保険そのものの利用者だとか事業者にとっても改良されたというよりも改悪される一方で、実際本当に利用の展望というのは非常に危惧される状況なので、丁寧に早く情報をおろした上で現場がしっかり対応できるようなことは廣嶋室長さんも恐らく共有できるのではないかと考えていますので、この繰り返しの改善を市町村や道と一緒に、しっかりそのあり方について改善を求めない限り、最終的には市民が問うこともできない。議会でも本当に理解されてこの条例を決めていくのかどうかという大変大きな課題だというふうに思っていますので、改めて道や全道市町会もそうですけれども、どのように対応されているのか、これ市長、市長のほうにお伺いをしたいと思っています。

それから、2つ目は、当然名寄市の独自基準は廣嶋室長がお答えいただいたとおり、妥当な提案だというふうに思っていますので、賛同したいと思うのですが、3点目の関係です。要するにケアマネさんが利用者の回数をしっかり市に報告をした上で、それは何のために使うか。特に利用数の多い人は、これお金払うわけだから、意図的に回数をふやしてヘルパーさんたちに来ていただくなんていうことは考えられないのですけれども、国も何か全国で100回以上も使っているというような例を引き合いにして、利用制限そのものに目的があるのかなという、大変全国の自治体でも大きな問題になっているのですが、名寄市の今の現状、利用状況だとかを考えたときにどういう状況にあるのか。あるいは、法律ですからケアマネさ

んから報告をいただいたものについて、それは意図的なものについては是正ということはあるでしょうけれども、多分多いというのは私の市民との接点の中で聞いているのはやっぱり独居の方だとか、あるいは認知症の高齢者方が1日に何回も必要になる利用者というのがほとんどかなという私の印象なのですけれども、名寄の現状を踏まえた場合にこの条項は本当に適正なのかどうか、目的によってはこれは極めて理解できない部分もあるのかなという感じなのですけれども、名寄市の現状について、あるいはどのようにこの条項を市が専門員やケアマネさんから報告を受けたときにどのようにこれを利用するというか、お使いになっていくのかということについてももう少し聞かせていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 医療費、介護保険も含めた社会保障関係経費が日本全体の人口減少している中においても増加傾向が続いているという状況は、これ大変大きな問題でございまして、地域の実情に合った介護サービスをしっかりと担っていくということに一定の理解はするものの、しかしながら地域の実情に合ったしっかりとした支援、あるいは財政的な支援も含めてそうした制度設計をしてほしいということは、これまでも道や国に対して関係する市長会等を通じて提言はしているわけでありまして、今後ともそうした姿勢で臨んでいきたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 熊谷議員からの3番目の居宅サービス計画の部分でありますけれども、このような状況でケアマネージャーから当市にそのような状況報告がなされた場合に、その方個々の状況を十分勘案させていただきながら、本当に不適切な利用等については改善を求める場合はございますけれども、そもそも介護保険はその方が選択したサービスを使っただいて、自立支援につなげていくという制度でございまして

で、その方のさまざまな環境含めた、状態像含めた中で慎重に考えをさせていただきながら対応してまいりたいと考えております。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今正確な数字は持ち合わせておりませんが、それほど飛び抜けて介護保険を不適切に使われているというような状況はないとは認識しておりますが、正確な数字につきましては今後、後ほどお答えさせていただきたいというふうに思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 議員、追加質問とあわせて正式発言をしてください。

○13番（熊谷吉正議員） もともとこれは、国の動きとして要介護の2の人は軽度者であると。できるだけ介護保険事業から財源を外に出すために始まって議論になったのだけれども、全国でいろんな議論が生活援助用の縮減についてというのは反発があって、見送られたのですよね。そこからスタートしているのです、そもそもこの問題については。さっき言ったように、利用の多い人は一般的に金払わなければならぬのだから、うそついて月に何十回もという話ではなくて、必要だから、特に認知絡みだとか、高齢者あるいはひとり生活の関係も含めて数字は高いのは当たり前。1日標準3回ぐらいというような話だったらそれだけでも月90日になるわけで、それを超えても別に、基本的には利用者と事業者の契約行為ですよ。これは、市がケアマネや専門員から報告を受けて、具体的に行政が乗り出すという課題なのかどうかというのは、これもまたちょっと疑義が生じるのではないかと思うのです。適正な指導というのは非常に大切な言葉ですけれども、今の国、政府の求めるところは最後はやっぱり利用制限というところに目的が、議論の経過からすると、私は判断をしているのです。これは、私だけでなく全国の自治体や担当者の中からも声も出ている

というふうに聞いておまして、ですから名寄市においてはこの条例そのまま決めるとしても、この見解をしっかりと認識しなければ、受けた後どうするのですか。国に報告をするだけでとどまるのか、まさに必要なものは必要なものとして事業者や利用者の判断で尊重してやるのは当たり前の契約行為だから、行政がこれに絡むということについては非常に危ないなという感じがしておまして、十分その報告を受けた後の利用しやすい、事業者もサービスを提供しやすい、改めてこの基本のところの確認をしっかりといただければというふうに思います。それ抜きでこの条例についていいか悪いかという話はちょっと私も判断迷うなという感じがしておりますので、この14条の第20号の関係について改めて市の認識についてお答えをいただきたいと思います。

それと、道条例の中で先ほどお答えなかったですけれども、27なのですよ、この14条に絡む号数は、27。今回30なのですが、市の独自基準の問題、それは終わりましたけれども、特になくなって、ふえたのですよね、要するに。道条例の27のものを分割してふえているのなら変わっていないという認識にも立てるのですけれども、改めて大事なことがふえているかどうか再確認をさせていただきたいと思います。質問はお答えいただきますけれども、関連が残るとすればまた介護保険全体にもかかわることもございますから、最終日にもまた議論させていただきますけれども、一番大事なところの市の基本的な事業者に対する対応、あるいは利用者に対する利用しやすくサービスを提供しやすいという根本のところは不動のものだというふうに私も信じ切っていますけれども、改めて決意と考え方をお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほども申し上げておりますけれども、その方個々の状態、また生活環境、そして介護度のぐあい等とそれらを十

分に参酌させていただきながら、その方が必要な状態で使えるようなことを考えてまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午前11時21分

再開 午前11時31分

○議長（黒井 徹議員） それでは、再開をいたします。

廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（廣嶋淳一君） 大変失礼いたしました。

熊谷議員のほうからの追加質問の件でございます。この条例の条項が34条に2つふえているという分につきましては、国の基準でいくと例えば何条の何ということ条項を2つうたっている部分を当初制定ということで、何条の2ということではなくて第何条ということ1条ふやしたことと、それから先ほど暴力団排除条例の部分の条項をふやしたということで34ということ御理解いただきたいと思えます。

それから、14条のほうの号数ですけれども、これも今言いましたとおり、例えば国の基準では13の2、それから18の2、19の2というのがございましたけれども、これも全部条送りしまして3つふえたということになりますので、内容については変わっていないということで御理解いただきたいと思えます。大変失礼いたしました。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第2号 名寄市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正をされ、個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の取り扱い等について定められたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言はございませんか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 2点ほどお尋ねをしたいと思います。

今提案されました条例の提案説明資料の中でいますと、個人情報の定義の明確化、個人識別符号の定義を追加したと。さらには、要配慮個人情報の定義を追加したと、このように説明資料の中にあります。このことが市民の皆さんにとってどのように影響されるのか、少し詳しくお知らせをいただきたいと思えます。

もう一点なのですけれども、マイナンバー、昨年総務省から住民税特別徴収税額決定通知書に当面マイナンバーを記載しないことを自治体に通知されているというふうに言われています。それが

どうしてかということ、昨年度の上半期で個人番号の漏えいが273件発生した。その前の年の4倍近くなっているということが個人情報保護委員会の発表で明らかになり、そしてそのうちの過半数の152件が通知書の誤った送付によることによる原因で漏えいしていたというようなことも含めて、記載をすることの見直しがされているわけです。今後今詳しく御説明をいただきたいと思うのですが、いろいろな情報が入った中でのマイナンバー、この取り扱いについて名寄市としてはどのようにお考えなのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） まず、初めの今回の改正につきましては個人情報の定義の明確化ということで、これにつきましては1つには個人識別符号について明確に個人情報としてうたいましたということで、これにつきましては個人識別符号ということで、個人の身体特徴を電子化する。例えば声紋ですとか、指紋ですとか、DNAですとか、そういうものに関して個人を特定をできるということで個人情報の位置づけをしている。あるいは、個人に提供する、例えば基礎年金の番号ですとか、運転免許証の番号ですとか、旅券の番号ですとか、そういった番号、これも個人を特定をできるということで、これらについては個人情報の位置づけを明確にさせていただいたという内容でございまして、これは私どもはこういった内容につきまして個人情報という位置づけを明確にするということで、市民の皆さんにとりましては、市民の皆さんもこういうものがいわゆる個人情報なのだという認識を持っていただきたいというふうに思っているのですが、とりたててこれまでと手続上どうこうということでは決してないかないうふうに思っております。個人情報の内容を明確にさせていただいたというのが1つ大きな点だというふうに思っております。

あと、マイナンバーの関係についても質問がご

ざいまして、いわゆる税務の通知などを通じまして、一部誤って発送されたというようなことにつきまして全国的にも問題になったのかなというふうに思いますが、あくまでも個人を特定をできるような情報につきましては、これ案件としては税務の案件でございませけれども、ほかにも社会保障等の申請等含めて十分内部的に取り扱いについては注意をしていきたいというふうに考えているところでございまして、私ども総務としては従前同様しっかりと市民の皆さんにも機会があれば周知をさせていただき、あるいは広報等でも改めてお知らせをできる部分についてはさせていただきたいというふうに思っているところでございます。ちょっと答弁抜けた部分ありましたら、もう一度お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 要配慮個人情報、この定義を追加したということだったのですが、このところも御説明をいただければと思っております。

今お話がありましたように、個人情報の中に身体特徴も含めてあらゆるものが含まれてくる。そして、今回の中にもありますように病気、病歴、これも入ってくるということです。本当に個人のあらゆる情報が情報として入ってきた。それがマイナンバーの中に含まれていくということです。マイナンバーが漏えいされていくということの不安が非常に大きくなっていることから、総務省のほうからも通知が出されて、行政、各担当の事務連絡という中では記載の一部見直しも含まれているというふうに私どもは調べさせていただいたところであります。こういう市民の皆さんの不安が大きくなっている中で、今までは必ずいろんなところに番号を書いていかなければならないというようなことだったのですけれども、書かなくてもいいというようなことがなされている。それを市民の皆さんにも、今確定申告しています。通知、確定申告してくださいというはがきの中にもマイ

ナンバーがわかるものをお持ちくださいというふうに書いてあったかというふうに思うのですが、それをまた落としてしまった、なくしてしまったということになってしまうと個人の大きな情報が漏れてしまう。大事、大きなことにつながりかねないということでもあります。その辺についての対応、引き続ききちっとしていくということでもありますけれども、記載しなくてもいいのだという情報を市民の皆さんにお知らせをしてほしいというふうに思うのですが、その点についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 1点先ほど答弁が漏れていました要配慮個人情報関係につきましては、言われましたように従前から取り扱いについて一定程度制限をしていました。思想、信条あるいは宗教等の社会的差別の原因となるおそれのある個人情報について、これにつきましても今回改めて要配慮個人情報として定義をさせていただいたという内容になってございまして、従前よりも1つ明確化をしたということでもあります。また、議員からございましたとおり、病歴あるいは犯罪の経歴等につきましても追加をしているという内容になってございます。先ほどいろいろと個人情報識別符号の関係で声紋ですとか、指紋ですとか、あるいは思想、信条とかというお話をさせていただいたのですが、こういった情報が私ども行政機関の中で、では具体的にどこでそういう情報を持っているのかということといえば、実際に担当、担当のほうでしっかりとこういう個人情報について十分取り扱い注意なさいということも含めて確認をしていくことが大事かなというふうに思っております。先ほどございましたマイナンバーの関係も含めまして、改めて個人情報の関係通じて各部署に通知をさせていただいて、情報の管理しっかりさせていただきたいというふうに思っております。

また、先ほど言われましたように、マイナンバ

一にかかわっての記載が要らない等、改めて担当も含めて周知をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 取り扱いを厳重に行っていたのは当然のことなのですが、今担当部署のところに記載をしなくてもいいというふうにおっしゃいました。業者さん等も含めてマイナンバーを記載しなければならないというふうに強くずっと言われてきているわけですから、そういった市民の皆さん方に今これを記載しなくてもいいのだということをやっぴり徹底してお知らせすることが必要ではないかというふうに思いますので、その辺を含めて市民の皆さんに安心してもらうためにも情報を提供させていただきたいと強く求めて、終わります。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 2点、今川村議員とほぼ同じことですが、違う視点からお聞きをいたしますけれども、いわゆる改正の個人情報絡みで、要配慮個人情報をとりあえず外に出したらだめですよということなのですが、今やりとりの中では幾つか具体的な個人情報、人種とか、信条だとか、社会的身分だとか、思想、信条なども含めてやりとりが言葉として出てきましたけれども、正確にちょっとこの機会に定義と要配慮個人情報に該当するもの、私の調査では18件にすることがあったり、あるいは労働組合への加盟、性生活だとかというようなこともあるのです。認識違ったら困りますけれども、当然これらは当たり前のように出ていないものというふうに信じ切れないのだけれども、実際にはいろんな社会的事件が起きているということですから、改めて要配慮個人情報に関する認識についてお聞きしたいのと現行名寄市が持っておられる、管理している、いわゆる要配慮個人情報というのは幾つあって、この私

が前段18と言ったことが全てその情報は管理されているという認識でよろしいのか、警察事件に絡むような独自情報収集は、これはまた改めてきょうは触れませんが、行政として今持っておられるものについて再確認させていただきたいと思います。

もう一つは、今川村議員のやりとり聞いていてちょっと理解できなかったというのは、マイナンバーを書く、書かない、名寄市において。これは、今私も確定申告している最中で、この間、先週か、担当の人にお世話になったのですけれども、夫婦の個人情報、マイナンバーを持ってきてくださいと、印鑑とという話だったけれども、これらも全て名寄市としてはしっかり、もともと私もこれはマイナンバーとんでもないという話の立場ですから、それは政府だとか、あるいは悪いことをする人たちに利用されたらかなわないので、今の総務部長のやりとり、2人のやりとりは名寄市においてはもう既に個人情報、マイナンバーを求めているのだということと職員にも徹底されているということでもいいのか、改めて確認させてください。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 個人情報の関係で具体的に18というようなことで言われましたけれども、今回追加された内容も含めまして、実は正直私どもが持っている情報について、各部署のほうでどういったものを持っているのかも含めて少し判断できていないような状況もございます。これは、例えば個人を特定するものとしては氏名であったり、住所であったり、生年月日であったり、あるいは先ほど言いましたように声紋とか指紋というのは私ども通常でいえば余り行政としては持っていないですし、DNAなんかについても病院のほうでどういった情報管理になっているのか、私の段階ではちょっと把握をしていません。ただ、基礎年金番号ですとか、具体的に各部署でそれぞれ申請書に記載をいただくような内容につきましては当然個人情報の位置づけとしての確認はでき

るのですけれども、なかなかその個人の情報を持ちまして特定がされるというところについて、例えば住所、氏名があったから特定がされるのか、あるいはそこに違う情報が加わって特定がされるのか、非常に難しい案件かなというふうに思っています。議員が18ということをおっしゃいましたが、それは名前1つ、住所1つというようなことでの18なのか、ちょっと私と認識が違ったらお答えのほうが変わってくるのかなというふうに思っています。各部署においてしっかりと個人の情報にかかわる部分については管理がされているという認識がございますけれども、今回新たに追加をされた部分についてはそれぞれまた総務のほうから周知をさせていただきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ちょっと休憩。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時50分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 窓口対応におきますマイナンバーの確認の関係で質問をいただきました。実際問題例えば国保の手続や何かで来たときには、端末によりましてマイナンバーが確認とれますので、そういう場合についてはこちらのほうで確認をとりますと。通知カードですとか、マイナンバーカード、これ実際に持参されるお客さんが少ないという実態もございます。こちらのほうで確認とれますかということで、御本人に確認をとった中で、こちらのほうで記載をさせていただいているというのが実態でございます。ただ、今税金の確定申告の時期なのですけれども、例えばこれ税務署のほうでやっている業務、こちらのほうはマイナンバーの個人カードあるいはマイナンバーカード、これの提示は求められております、税務署のほうでは。ただ、市役所のほうで受け付

けている段階の中では、こちらのほうでデータ残っておりますので、確認させていただいてよろしいかということで、こちらのほうで記載をするということで、申告書そのものにはマイナンバーを記載する欄がございますので、それは確認をとらせていただいた上で記入をさせていただいているという状況です。ですから、市役所のほうで受け付けている状況と国のほう、税務署のほうで受け付けている状況、若干違いがあるのかなというふうには感じています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 確定申告今本当に真っ最中なので、三島部長のお答えは市役所でも情報持っているの、それを確認させていただいていいですかということで、番号を持ってきてくださいというのは必要ない、本人確認も含めてなのでしょうけれども、という理解でいいのか、税務署は国なので、国全部、そもそも私市役所が悪いと言っているわけではなくて、たくさんの事件が新たな法律をつくって、国が管理しようとしているわけで、行く行く所得だとか金融関係も含めて全てそれにくっつけたいということでもう明らかにしていますから、本当に大問題なのですけれども、きょうは市議会なので、行政としては聞くとしても役所で押さえている個人ナンバー確認していいですかということで受けとめておきますが、そうするとだめですよと言うと税務署で、あとは税務署と個人との関係になるという理解になりますか、それとも、多分そうだと思うのですけれども、ダイレクトで税務署へ行く人ももちろんいますから、その辺のところ指さし確認だけさせてください。

あと、総務部長、恐縮なのですけれども、条例を定める以上、改正をする以上はやっぱり個人情報、特に要配慮個人情報、これはいい意味で絶対持ち出したらだめなのだよという条例なので、理解はするのですけれども、最低条例の内容につい

て多くの市民が理解をしなければ意味がないということになるものですから、名寄市が現在要配慮個人情報をどれとどれとどれと持っております。これは、もちろん絶対出さないための条例改正なのですということぐらいわかるように、単なるいわゆるチラシ等でお知らせをするということではいかなものなのかなという感じがしておりますので、担当部長総括ですけれども、たくさんの情報を仕事の関係で皆さん持っておられると思いますので、そこは私ども市民にも共通理解に立てるようにしっかり情報公開というか、説明をする機会を設けることは必要だというふうに思っていますので、その具体的な法の指針について確認をさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 要配慮個人情報の定義ということで追加をさせていただいた内容について、先ほど少しお話をさせていただいたとおり、これは思想ですとか信条、あるいは人種、あるいは病歴、犯罪等の経歴について、行政が持っている情報についてしっかりと管理をしていくという内容になってございまして、これらについて各担当のほうで、例えばいろいろなケースで申請をする際にあわせて記載をするような場面も出てくるでしょうし、市として思想、信条について何か申請をする際に必要な部分ってなかなか実はないのかなというふうには思っておりますが、議員おっしゃるとおり改めて今回追加をされた、定義をされた部分につきまして、これは担当のほうからということがいいのか、あるいは総務部として市民の皆さんにお知らせをするのがいいのか、少しそういったお知らせをするような手法について検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） これ以上お話はしませんけれども、中村総務部長なので、受けとめま

になりましたし、一般的には本人が申告したもの以外持っていることはないのですよね、もちろん。大変な内容なのです、これ。国が言っているのは、労働組合の加入、性生活、国籍とか本籍だとかというのは役所上で常識的なものも結構ありますけれども、病歴はもちろん病院に行けばあるでしょうし、さまざまなあるけれども、本当にたくさんあるのだなという理解があるので、そこは非公式な捜査のために収集しているものはあえてきょうは触れませんが、市民にわかるようにしっかり何と何を管理して、これはもう本人の意思がない限りは外へ出しませんというのは当たり前の話ですけども、改めてちょっと市役所全体、あるいは企業会計やら全ての名寄市に関するものについてしっかり総ざらいしていただいたほうがよろしいのかなと。特別なプロジェクトチームつくってもいいぐらいの感じもしますけれども、ぜひ市長、重要なポイントだと思っていますけれども、私どもの共通認識に立てることができるかどうか再確認させてください。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） それぞれ今個人情報、個人識別符号ということで、改めてこの条例によって定義がされているということでございますので、これを庁内でしっかりと管理をしていくように連携をして運用していきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異

議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき名寄市第7期介護保険事業計画を定め、平成30年度から平成32年度までにおける介護保険料額を定めるとともに、関連法が制定されたことに伴い文言整理をするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

第1号被保険者の保険料につきましては、高齢者人口及び要介護、要支援認定者の増加に伴う介護サービス給付費の増加が見込まれるため、保険料額の上昇は避けられない状況ではありますが、国の基準の9段階の所得による負担段階を10段階に細分化し、所得に応じた保険料負担をいただくことにより基準額の上昇を抑え、低所得者層への負担軽減を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第3号は、市民福祉常任委員会へ付託をいたします。

ただいま市民福祉常任委員会に付託いたしました議案第3号については、3月26日までに審査を終了するよう期限をつけることにいたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については3月26日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第4号

名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年1月18日に厚生労働省令第4号として指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、省令に従うべき基準である本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第5号 名寄市営住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市営住宅管理条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成29年4月26日に第7次地方分権一括法が公布されたことに伴い、公営住宅法及び同法施行規則の一部が改正をされ、条項ずれが生じたために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律及び過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により支援の対象となる産業、事業が変更となったことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第7号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、砺波、曙地区を給水区域とする川西浄水場において今年度新たに建設をした取水施設を使用するに当たり、水道法第10条に基づく水道事業変更認可が必要となることから、給水人口及び1日最大給水量を変更するために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第8号 名寄市肉牛繁殖センター条例の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 名寄市肉牛繁殖センター条例の廃止について、提案の理由を申し上げます。

名寄市肉牛繁殖センターは、肉牛の振興を図り

農業経営の安定に寄与するため昭和47年に建築をされた施設で、昭和60年からは市内の養豚経営の安定、規模拡大及び遊休施設の有効活用を図ることを目的に名寄市養豚組合に利用を許可し、平成28年9月まで利用をされてきました。平成28年10月からは養豚農家の減少等により利用が取りやめとなり、遊休施設となったため施設の有効活用を図るために市内畜産経営者への意向調査、ホームページで利活用について募集をしてまいりましたが、施設の老朽化、立地条件等により施設利用希望者がいないことから、本条例を廃止しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 1点だけお尋ねしますけれども、いろいろ経過のある施設でしたけれども、廃止をすることによる管理というか、いわゆる林地に自然に変わっていくということで理解をしてよろしいのかどうかです。全くもう管理はしないということだと思いますけれども、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今後の管理についてというふうな御質問だったと思います。基本的に繁殖センター条例があるうちについては、繁殖センターとしての用をなすような形で管理をしなければいけないということではありますが、今回は条例を廃止させていただきましたので、現行の機能については維持する必要がなくなったということでもあります。基本的には、普通財産のほうに移管をさせていただきながら、普通財産としての市あるいは他の方の御利用について今後も探ってまいりたい、そのように考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第9号 名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、現在の名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画が本年度までとなっていることから、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条第1項に基づき本計画を策定しようとするものでございます。

本計画の策定に当たりましては、市民アンケート、ワークショップ、福祉懇談会の開催など市民の皆様の御意見を初め有識者で構成をする名寄市保健医療福祉推進協議会において策定作業を進め、昨年12月21日に同協議会からいただいた答申をもとに本計画の最終案が整いましたので、名寄市議会基本条例第10条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第9号については、質疑から採決までの議事を3月27日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については質疑から採決までの議事を3月27日までに延期することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第10号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 平成29年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の確定に伴う事業費や人件費などの調整が主なものであり、歳入歳出それぞれ7億7,089万4,000円を減額をし、予算総額を217億6,531万8,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきましてグループホーム整備事業補助金250万円の追加は、地域生活への移行を希望する障がい者の福祉向上を図るため市内社会福祉法人からのグループホーム改修に要する経費に対し補助申請に応じ予算を計上しようとするものでございます。

4款衛生費におきまして病院事業会計繰出金2,909万円の追加は、昨年12月の特別交付税の算定において精神科病床や救命救急センターの単価アップ等から繰出金を増額するものでございます。

8款土木費におきまして北斗・新北斗公営住宅建設事業のうち北斗団地集会場建設工事4,500

万円の追加は、国からの交付金の確保と北斗団地建てかえ事業の全体工期を考慮し、早期に着工する必要があることから予算を計上しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加及び確定に伴う国庫支出金、道支出金、市債などの特定財源の調整を図ったほか、11款地方交付税におきまして普通交付税で2億1,180万4,000円の追加は、今年度の普通交付税額の確定に伴い予算を計上しようとするものでございます。

19款繰入金では、財政調整基金や公共施設整備基金など繰入金を減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第2表、継続費補正につきましては、北斗・新北斗公営住宅建設事業（7棟目）のほか3件の予算を変更しようとするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正につきましては、設備資金利子補給補助金のほか1件の追加と変更をしようとするものでございます。

次に、第4表、地方債補正につきましては、農業農村整備事業のほか13件の変更、徳田18線緑丘連絡線道路改良舗装事業のほか1件の廃止をしようとするものでございます。

次に、第5表、繰越明許費補正につきましては、年度内に完了しない議会運営事業費のほか2件を追加をし、繰り越ししようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 追加説明を中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて追加説明をさせていただきます。

議案第10号の26、27ページをお開きくだ

さい。2款総務費、1項1目一般管理費、ふるさと応援事業費422万2,000円の追加は、ふるさと納税寄附金の増額に対応し、寄附記念品発送業務委託料などについて補正しようとするものであります。

30、31ページをお開きください。2款総務費、1項8目企画振興費、総合計画策定・推進事業費18万4,000円の追加は、第2次名寄市総合計画中期計画策定に向け、まちづくりに関する意見等の把握を目的としたアンケートの実施に要する経費について補正しようとするものであります。

次に、40ページ、41ページをお開きください。3款民生費、2項3目保育所費、子ども・子育て支援運営事業費1,192万2,000円の追加は、施設型給付費負担金などの増によるもので、財源につきましても国、道補助金で予算を計上しております。

次に、64、65ページをお開きください。10款教育費、1項2目事務局費、教育振興事業費、教育振興基金積立金1,000万円の追加及び68、69ページの10款5項1目、大学の学校総務費、大学振興基金積立金1,033万2,000円のうち1,000万円の追加は、いただいた寄附金を積み立てさせていただくため予算を計上しようとするものでございます。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第11号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして年度末における事業費の見込みによる調整を行うものであり、歳入歳出にそれぞれ4,669万1,000円を追加し、予算総額を36億6,519万2,000円に、直診勘定におきまして診療収入などが増額になったことから一般会計繰入金との減額など費目間の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ370万4,000円を減額をし、総額を1億9,326万円にしようとするものでございます。

補正の主な内容について、保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費では人件費の増に伴い218万1,000円、8款保健事業費では人件費、報償費等の増に伴い51万円、9款基金積立金では平成28年度決算剰余分として4,412万6,000円をそれぞれ追加をし、11款諸支出では直診勘定繰入金精算分として12万6,000円を減額しようとするものでございます。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。2款国庫支出金、5款道支出金では特別調整交付金と合わせて37万8,000円、7款財産収入では利子及び配当金として4,000円、8款繰入金では一般会計からの繰入金として218万8,000円、9款繰越金では前年度繰越金として4,412万1,000円をそれぞれ追加しようとする

ものでございます。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。

1款総務費では人件費等で35万2,000円、2款医業費では医療用消耗機材費で200万円、4款公債費では135万2,000円それぞれ減額しようとするものでございます。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。

1款診療収入では診療報酬収入等で650万円、3款道支出金では電源立地地域対策交付金の確定に伴い32万8,000円をそれぞれ追加をし、4款繰入金において1,053万2,000円を減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第12号 平成29年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 平成29年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきましては歳入歳出それぞれ4,240万2,000円を追加し、予算総額を25億326万6,000円に、サービス事業勘定・名寄におきましては歳入歳出それぞれ41万5,000円を追加をし、予算総額を2億2,624万9,000円にしようとするものでございます。

また、サービス事業勘定・風連におきましては、年度末の事業費の見込みにより歳出予算の調整を行うものであり、予算総額の変更はございません。

補正の主な内容について保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費におきましては、本年4月開始の制度改正に対応するシステム改修のほか人件費などの減額により825万3,000円を減額しようとするものでございます。

2款保険給付費におきましては、居宅介護サービス給付費及び住宅改修費、介護サービス計画費等の給付実績の増加に伴い1,190万円を追加しようとするものでございます。

3款地域支援事業費におきましては、通所型サービスの給付費の増加に伴い450万円を追加しようとするものであります。

4款基金積立金におきましては、基金利子及び平成28年度決算剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるために3,425万5,000円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。保険給付費、地域支援事業費の追加に伴い4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6款道支出金をそれぞれ追加しようとするものであります。

8款繰入金におきましても総務費及び保険給付費の増加に伴い事務費繰入金及び介護給付費繰入金をそれぞれ追加をし、人件費等の減額に伴い職員給与費等繰入金を減額しようとするものでございます。

9款繰越金におきまして平成28年度決算剰余金の繰り越し分として3,845万5,000円を追加しようとするものでございます。

続きまして、サービス事業勘定・名寄について申し上げます。歳出におきまして人事異動に伴う職員手当等の追加として施設管理費に41万5,000円を追加しようとするものでございます。

歳入におきましては、歳出と同額を一般会計の繰入金にて追加しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・風連について申し上げます。歳出におきまして1款総務費では職員手当等の不足分として4万3,000円を追加し、2款事業費では施設介護サービス事業費として4万3,000円を減額しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第13号 平成29年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 平成29年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、主に年度末における各費目の調

整を行うものであり、歳入歳出それぞれ1億1,503万6,000円を減額をし、予算総額を10億5,212万8,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容につきまして歳出から申し上げます。1款下水道事業費におきまして事業費の確定に伴う各費目の調整により総額で1億923万1,000円を減額をし、2款公債費で長期債償還元金で22万7,000円、長期債償還利子及び一時借入金利子で252万7,000円、3款諸支出金では消費税等で305万1,000円減額しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では下水道事業受益者負担金の増加により338万1,000円を追加をし、2款使用料及び手数料では使用料の減少により457万4,000円、3款国庫支出金では事業費の確定により3,994万3,000円、4款繰入金では一般会計繰入金で2,809万8,000円、6款市債では事業費の確定により4,580万円をそれぞれ減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第14号 平成29年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成29年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ596万6,000万円を減額し、予算総額を8,664万9,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容について歳出から申し上げます。1款個別排水事業費では事業費の確定に伴う調整により508万円、2款公債費では長期債償還元金で62万5,000円、長期債償還利子及び一時借入金利子で16万1,000円、3款諸支出金では消費税で10万円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では27万7,000円を、2款使用料及び手数料では147万3,000円、3款繰入金では183万1,000円、5款市債では250万円をそれぞれ減額をし、4款諸収入では消費税の確定等により11万5,000円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第15号 平成29年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 平成29年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ150万1,000円を減額し、予算総額3億8,284万2,000円にしようとするものでございます。

まず、歳出について申し上げます。2款後期高齢者医療広域連合納付金では、納付金額の確定により150万1,000円を減額しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。2款繰入金では、広域連合共通経費負担分の確定のため150万1,000円を減額しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 議案第16号 平成29年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 平成29年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の各収支を見通し、必要な調整を行うものでございます。

補正の主な内容について収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして入院患者数の減少等により入院収益で9,381万8,000円を減額をし、外来検査件数の増等により外来収益で4,997万9,000円を追加をし、小児救急医療への交付金算定額の減少等により他会計負担金で644万4,000円、その他医業収益で121万9,000円を減額しようとするものでございます。

次に、医業外収益におきまして周産期医療への交付金算定額の増加等により他会計補助金で1,552万1,000円、他会計負担金で2,623万3,000円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

次に、特別利益におきまして過年度損益修正益

で3,777万円を、その他特別利益といたしまして退職手当引当金の戻入で1億3,593万円をそれぞれ追加をし、収益の総額を100億9,255万8,000円にしようとするものでございます。

次に、収益的支出について申し上げます。2款病院事業費用では、医業費用におきまして給与費で8,739万2,000円を減額をし、材料費で診療材料費の増加等により1億4,850万円を追加をし、経費で東病院診療交付金等の減少により4,182万4,000円を減額しようとするものでございます。

次に、医業外費用におきまして雑支出で控除対象外消費税の減少により651万6,000円を減額しようとするものでございます。

次に、特別損失におきまして過年度損益修正損で5,294万4,000円を追加をし、費用総額を102億8,994万4,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入におきまして企業債で7,340万円を減額をし、総額を7億7,808万8,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出におきまして資産購入費で5,695万円を、施設費で施設整備事業等で900万円それぞれ減額をし、総額を11億9,401万6,000円にしようとするものでございます。

なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金及び一時借入金で補填をするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 議案第17号 平成29年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 平成29年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の収支を見通し、予算の調整を行おうとするものでございます。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では、主に給水収益351万8,000円の減額やその他営業収益357万4,000円の増額、長期前受金戻入110万円の増額により収益全体で15万1,000円を追加し、総額6億8,493万7,000円にしようとするものでございます。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、事業費の確定に伴う各費目の調整を行い、費用全体で2,117万8,000円を減額し、総額を6億7,040万7,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。事業の確定に伴う調整を行い、3款資本的収入では848万3,000円を減額し、総額を3億4,392万6,000円に、また4款資本的支出では1,173万1,000円を減額し、総額を6億3,698万5,000円にしようとするもので

ございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第21 議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算、議案第19号 平成30年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成30年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第21号 平成30年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第22号 平成30年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第23号 平成30年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第24号 平成30年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号、平成30年度名寄市立大学特別会計予算、議案第26号 平成30年度名寄市病院事業会計予算、議案第27号 平成30年度名寄市水道事業会計予算、以上10件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 平成30年度名寄市一般会計予算及び議案第19号から議

案第27号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、平成29年11月1日付市長訓令に基づき、名寄市総合計画第2次で掲げた将来像の実現、事業の選択と集中の徹底、健全な財政運営の維持といった基本的な考え方に基づき予算を編成をいたしました。

一般会計予算案は、前年度比4.4%減の211億6,612万4,000円となりました。平成30年度は、市長選挙が行われる年度であることから骨格予算として編成をしたことや教育費のうち大学費が特別会計化されたことなどが主な減額要因でございます。なお、収支不足を補う財政調整基金の取り崩し額は7億4,875万5,000円を計上しております。

次に、特別会計について申し上げます。平成30年度国民健康保険特別会計外6特別会計の予算総額は、98億5,593万2,000円となっております。増減の大きなものとして、食肉センター事業特別会計では公債費の増により前年度比183.9%の増となりました。また、平成30年度から大学予算における収支の透明化を図ることを目的に名寄市立大学特別会計を設置しております。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計及び水道事業会計の予算総額は、前年度比2.7%増の131億6,632万3,000円となりました。病院事業会計で医業収益及び費用の増並びに電子カルテシステム等導入事業の実施により3.9%増の119億5,363万2,000円、水道事業会計では川西浄水場改修など施設整備費の減により7.5%減の12億1,269万1,000円となりました。

以上によりまして、平成30年度全会計の予算総額は441億8,837万9,000円となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出をいたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

す。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第18号外9件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号外9件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第22 議案第28号 平成29年度名寄市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第28号 平成29年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、担い手確保・経営強化支援事業の採択に伴い必要な経費を補正しようとするものでございまして、歳入歳出にそれぞれ9,103万円を追加をし、予算総額を218億5,634万8,000円にしようとするものでございます。

まず、歳出について申し上げます。6款農林業費におきまして担い手確保・経営強化支援事業費9,103万円の追加は、10戸の農業経営者が実施をする農業用機械施設の導入に対し補助しようとするものでございます。

次に、歳入につきましては、16款道支出金において担い手確保・経営強化支援事業補助金で9,103万円を計上しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、平成29年5月30日午前1時ごろ、名寄市西11条北1丁目55番地32の市営住宅栄町55団地1号棟の別棟物置にて発生をいたしました放火事件における市有物件損壊の損害賠償額119万8,800円を当事者に対し請求の訴訟を提起しておりましたが、本年1月16日の口頭弁論で和解が成立したものでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第24 報告第2号 名寄市国民保護計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 名寄市国民保護計画の変更について申し上げます。

本件は、法定受託事務である国民の保護のための措置について、平成29年11月20日、北海道市町村国民保護モデル計画の変更に伴い本計画の変更を行いましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項に基づき御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日2月27日から3月12日までの14日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日2月27日から3月12日までの14日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時52分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 佐々木 寿